

議案第 1 号

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程及び教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程の一部改正について

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程（昭和44年鳥取県教育委員会訓令第 1 号）及び教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程（昭和44年鳥取県教育委員会訓令第 2 号）の一部改正について別紙のとおり提出します。

平成 2 1 年 2 月 1 3 日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程及び教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程の一部改正について

1 訓令の改正理由

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、教育委員会事務局及び学校以外の教育機関（以下「教育委員会事務局等」という。）の執務時間及び職員の勤務時間を改める。

2 訓令案の概要

(1) 教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程の一部改正

教育委員会事務局等の執務時間は、県の休日を除き、午前 8 時30分から午後 5 時15分（現行 午後 5 時30分）までとする。

(2) 教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程の一部改正

教育委員会事務局等の職員の勤務時間は、午前 8 時30分から午後 5 時15分（現行 午後 5 時30分）までとする。

(3) この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程及び教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 年 月 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程及び教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令案

(教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程の一部改正)

第1条 教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程(昭和44年鳥取県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(執務時間) 第2条 教育委員会事務局の執務時間は、鳥取県の休日定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。	(執務時間) 第2条 教育委員会事務局の執務時間は、鳥取県の休日定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第2条 教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程(昭和44年鳥取県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
(勤務時間等) 第2条 職員の勤務時間等は、次の表に定めるところによる。 <table border="1"><thead><tr><th>勤務時間</th><th>休憩時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間を除く)</td><td>正午から午後1時まで</td></tr></tbody></table>	勤務時間	休憩時間	午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間を除く)	正午から午後1時まで	(勤務時間等) 第2条 職員の勤務時間等は、次の表に定めるところによる。 <table border="1"><thead><tr><th>勤務時間</th><th>休憩時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>午前8時30分から午後5時30分まで</td><td>正午から午後1時まで</td></tr></tbody></table>	勤務時間	休憩時間	午前8時30分から午後5時30分まで	正午から午後1時まで
勤務時間	休憩時間								
午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間を除く)	正午から午後1時まで								
勤務時間	休憩時間								
午前8時30分から午後5時30分まで	正午から午後1時まで								

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。